

第2章第4部  
画像診断

通則

(通則の変更)

3 同一の部位につき、同時に2枚以上のフィルムを使用して同一の方法により、撮影を行った場合における第2節の撮影料は、特に規定する場合を除き、第1枚目の撮影については第2節の各区分の所定点数により、第2枚目以後の撮影については同節の各区分の所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

3 同一の部位につき、同時に2枚以上のフィルムを使用して同一の方法により、撮影を行った場合における第2節の撮影料は、特に規定する場合を除き、第1枚目の撮影については第2節の各区分の所定点数により、第2枚目から第5枚目までの撮影については同節の各区分の所定点数の100分の50に相当する点数により算定し、第6枚目以後の撮影については算定しない。

(通則の変更)

4 デジタル映像化処理を伴う歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影を行った場合においては、前3号の規定により算定した点数に次に掲げる点数を加算する。

4 デジタル映像化処理を伴う歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影等を行った場合においては、前3号の規定により算定した点数に次に掲げる点数を加算する。

- イ 歯科エックス線撮影の場合（1回につき）  
10点
- ロ 歯科パノラマ断層撮影の場合 95点

- イ 歯科エックス線撮影の場合（1回につき）  
10点
- ロ 歯科パノラマ断層撮影の場合 95点
- ハ その他の場合 60点

<p>(通則の削除)</p>	<p>7 学校教育法に基づく大学又はその医学部若しくは歯学部の附属の教育研究施設としての附属病院その他の高度専門病院のうち別に厚生労働大臣が定める基準に該当するものである保険医療機関における画像診断に要する費用については、厚生労働大臣が別に算定方法を定めた場合にあっては、この表の規定にかかわらず、当該算定方法により算定するものとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第4節 フィルム及び造影剤料 フィルム (注の削除)</p>	<p>材料価格を10円で除して得た点数 注1 6歳未満の乳幼児に対して撮影を行った場合は、材料価格に1.1を乗じて得た額を10円で除して得た点数とする。</p>	<p>(削除)</p>